

令和6年度山梨県学校教育指導指針

令和6年度、高等学校では、次の学校教育指導指針に取り組みます。

多様な他者と協働したり、自ら自己調整したりして学習を進めていく「子供主体」の授業への転換が図られることにより、子供一人ひとりの関心・意欲や特性にもとづいた学びを実現します。

◎確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努めます。

◎豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、学校の教育活動全体を通じて、安心できる環境づくり及び生徒一人ひとりに対応した切れ目のない組織的な支援に努めます。

◎健やかな体の育成

学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努めます。

◎地域や世界で活躍できる人材の育成

地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、生徒一人ひとりがグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。

◎特別支援教育の充実

特別支援教育に関する専門性を高め、多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学校）における教育の充実に努めます。

◎ホームルーム経営の充実

これらを踏まえて、各学校で具体的な計画をたて、実行していきます。

山梨県教育委員会